

知的障害者とその家族への支援に関する一考察 (2)

－知的障害者の母親の語りを通して－

原 恵美子 (安城市障害児・者の自立を援助しあう会ぱれっと)
増 田 樹 郎 (愛知教育大学障害児教育講座)

要約 一人の知的障害者の母親の語りから、社会的無関心と差別観の中で、母親たちがわが子と共に生き全責任を一生負いきることを求められながら、そうした価値観や位置づけを内在化したところに生きる拠り所を求めざるをえない姿を考察した。そこでわかったことは、①「障害者は社会の迷惑であり、その母親が責任を負うべきだ」という社会常識の根深さ、②障害者支援には、一人ひとりの障害者に真剣に向き合い学ぼうとする「姿勢」と、そこから学び取った「思想」が不可欠であること、③全日本手をつなぐ育成会の活動がAさん世代の母親たちの生き方に与えた影響の大きさ、という3点であった。知的障害児者とその家族への支援の場では、彼等の「生きられた物語」が抜け落ちることで、支援が本当の支援とならず、彼等を縛る事態に陥りやすい。この解消のためには、障害をめぐる当事者である母親たちが主体的に歴史や体系的な知識を学び、自らの物語を語り合う場が必要である。

キーワード：知的障害者の母親、生きられた物語、社会の常識

以下、論文(1)の3.結果(2)保護者が生きている「相互的關係」B.身近な人々との関係、の後に続ける。

3. 結果

(2) 保護者が生きている「相互的關係」

C. 他の保護者との関係

障害児者の母親同士の間では、他の立場の人々との関係とは異なり、立場が固定的でないため、相互の關係の特徴を説明する。

ア 仲間との出会い

障害児者の親たちにとって、同じ境遇のほかの家族との出会いで同じ悩みを知り救われ、支えを得て初めて、社会に目を向け、子どもの親として学ぶ意欲を持ち前進できるようになる。母親は仲間に精神安定と情報交換を求め交流する中で、彼らの姿の中にモデルを得て、自分を社会の中に位置づけていく。出会った仲間同士で固く結束し、中には社会的活動を始める者もある。保護者のエンパワメントの始まりとも言え、AさんもEさんとの出会いがそれまでの生活を一変させる転機だったと繰り返し語り、現在も親密な交流を維持している。

イ 「しないーさせない」ルール

Bさんの学齢期は、知的障害児が利用できる福祉サービスの社会資源は皆無で、母親が子どもを誰かに預けて離れることはほぼなかった。子どもを互いに預けあうなど母親同士で助け合ったので、今もその当時から深い交流が続くとAさんは語る。筆者の子どもの学齢期は2000年代で、小学部半ば頃から私費や支援費サービスの利用環境が整備に伴い、「なるべく福祉的サービスを利用しよう」と考える母親が年々増えた。

現代では特に、親同士の相互援助は限定的であり、実生活上の助け合いには驚くほど距離を置く場合が多い。その主な背景が3つある。

まず、情報交換と精神的援助なしには今の生活を乗り切れないという優先的なニーズがある。次に、実生活上の援助は二つの面から無理だと共通認識がある。お互い他人を手伝う余裕はないという面と、母親同士に精神的關係と実生活上の關係とを初めから分けさせる環境があるという面である。さらに、障害児の母親に、「他人に迷惑をかける、かけられる」ことへの嫌悪があることである。迷惑をかけられることは、余裕のない生活には大きな負担であり、迷惑をかけないことは、障害児の母親達が社会から常々強く押し付けられるモラル・常識だが、母親達自身も内面化し、逸脱への処罰感情も厳しいことである。

これらの背景から、お互いに手伝い合わない「しないーさせない」ルールが定着する。外部から見れば単純に結束が固く見えるが、実際は、お互い負担を抱え、支え合いは限定的で、むしろ多忙さゆえに互助的配慮には欠ける面も併せ持つという指摘もある。(米谷, 1996)。加えて、親同志は外部からの評価の場面では競争相手や比較の対象ともなる。相互扶助だけではまかなえないから、福祉的支援が求められる。この状況での行政の「自助の次に互助・共助」の要求は、行政の解決責任を棚上げした行き過ぎと言える。

ウ 序列・対立軸の多い關係性

母親達の人間關係は、日常生活の負担と、固定的人間關係自体のはらむ負荷と、対立軸の多い集団特性との中で取り結ばれ、一度対立が起きると、解決し難い。もともと母親たちはどの要素につけても多様な集団で、そのどれもが序列や対立軸の源になり得る。そこに「私人として」の生き方や規範遵守の傾向、「し

ない—させない」ルールがあいまって、様々な内部対立を生み、この混乱の中で、母親達は現実の人間関係に消極的になり、ごく狭い味方同士の関係に安定を求める。必要なモデルを現実離れした例えばネット世界に求め、当面の安全を確保したかに見えて、実際には、障害を持つわが子やその母親である自分とはどんな存在なのかを分からなくさせていく。

以下、主な対立軸、現実離れしたモデルを求め現実の障害児者から距離を置いていることについて、具体的に説明する。まず、母親達の中の主な対立軸は、①世代、②家族の要素、③子どもの要素である。

世代のギャップは、母親の年齢差だけでなく、それぞれの世代の子育て時代の福祉の状況や福祉観の違いから生まれる。支援費・障害者自立支援法の枠組み変更で、支援費以前の措置世代、支援費開始以後の福祉サービス世代に大きく二分でき、措置世代は子どもが学校教育を受けられたか、育成会活動をしたかにより大きく分かれる。福祉サービス世代は過渡期世代と自立支援法世代に分けられる。世代のギャップについては後述する。

家族の要素で対立軸になりやすいのは、母親の就労・家族の地縁の濃さ・家族の職業上の都合などである。母親が就労していて親の会活動に参加しないこと、両親が地元出身だったり地元の学校に通う兄弟児の体面があったり、家族の職業上の体面があったりして、こどもの障害を公表したり自由に活動に参加しにくいことなどは、他の保護者からは担うべき役割の放棄や仲間への裏切り、他の家族成員の利益優先で障害児者を大切に扱わない姿と見なされやすいのである。子どもの要素で母親同士の対立軸になりやすいのは、子どもの障害の重さや社会適応度の差である。どの対立軸も属性や生き方など変更困難なので、対立したらそのままである。

次に、現実離れしたモデルへの接近と現実の障害児者から距離を置くことについて。主に若い母親達の閲覧数等の多いホームページを見ると、仮想現実の「スーパー・ママ」そのものの母親像が登場し、母親自ら障害児を家族の中心に据え訓練にいそしみ、地域や専門家との連携も完璧にこなし、夫や兄弟児への対応も怠らない姿が描かれる。

スーパー・ママとは、アメリカで18世紀末から受け継がれる超人的理想の女性像であり、その影響は大きく、後に障害者の世界でも「スーパー・クリップ (=超人的能力を持つ障害者)」と命名される障害者像が形成され、「障害があるにもかかわらず」健常者の価値観に合致する障害者像がもてはやされた(マーフィー 1987=2006, トレント1995=1997)。

スーパー・ママ願望は日本でも盛んで、特に近年は社会からの誘導が盛んだが、実際には母親たちにアンパイドワークを背負わせ、それを糊塗する側面を持

つ。

健常者の「スーパー・クリップ」称賛の直接の弊害は主に3つある。まず、マーフィーが指摘するとおり、大多数の障害者が超人になれないことを理由とした落伍者として二重の差別である。次に、理想像認定に周囲の事情が重視されやすく、たとえば出自や容姿の違いで同じ努力の評価が異なるという不公平な評価のありかたである。そして、障害者に対して「障害があるにもかかわらず」健常者の価値観に合致するまで超人的努力を重ねることへの健常者からの要求の正当化である。

ネット上の理想像は一方向的な情報で、都合よく活用できるが、具体的に現実的な障害児者像は提供しない。実際の障害児者やその家族との交流で、障害を持つわが子とわが子に寄り添う自分(母親)を社会の中で位置づけ、自分とは何者かを理解できることが、Aさんの言葉で言う、「人と人とが会っての力」である。自分達に身近な障害児は差別や不都合から例外扱いし、それ以外の障害児者とその家族と交流しようとし、生き方が広がって見えるが、交流では悩まない代わりに、「自分達は何者か」の理解なしで、健常者の構成する社会で受身のまま漂いかねない。それを防ぐのも、やはり当事者が関わって作る当事者が学ぶ場である。

そこでは、3つの学ばれるべきことがある。一つは障害児のいのちと障害児育児の両方の価値である。障害児には、発達段階にひとつずつ向かい合うからこそ、母親や関係者たちに、命のかけがえのなさや子どもの育ちの様相や必要な要素を垣間見せ、各自の命を輝かせることにつながる気づきを与え、子育てへの示唆を与えるという固有の価値と役割がある。この点から、母親たちも内面化している一般的社会の誤解(=障害児とその育児に見るべき価値はないとする理解)を解いていける。二つ目は、障害児者とその家族の歴史である。年長の母親達の語りを現代の自分たちにつなげ、自明視されてきた障害者・保護者観や、障害者と健常者との関係のあり方などを変えていける。三つ目は、障害児育児と成人した障害者の生き方に関する情報やスキルである。特別な需要を満たす情報やスキルの入手が、現状では母親個人の力量や環境任せで、断片的知識を母親が各自で解釈し活用している。母親たちと子供の一生全体を見通した情報やスキルを学ぶプログラムを母親達本位の視点から作るのである。そして、この場で忘れてはならないのが、オープンに語り合い、情報交換する雰囲気である。

エ 他者への非寛容

①代表者への非協力的態度

いかんことには、私が役員をやっていると、子どもがばかりっぱなしになる。親はあちこち動き回って、Bはほとんど置き去り。(中略) 役員をやるとそいう

うところがあるけど、そのつらさは役をやった人にしかわからない。(中略) みじめな思い、なんべんもあったが、それを言ってもしょうがない。(中略) 「自分の子だけ特別に中心にしてくれ」とは言えない。やはりそういう目でも見られるし。自分が会社の社長になるくらいなら別だが、会の会長くらいじゃあ、「自分の子を中心に」、と言う訳にはいかない。それでも、そういうことを積み重ねるうちに、子どもも我慢したりすることができていく。

Aさんのように、わが子を守るために始めた活動がわが子を「ほったらかし」にすることになるパラドックスは、確かに役員経験者に共通する悩みである。際限なく私生活全体にしわ寄せが及ぶが、社会的評価が低く、母親たち自身もその評価を確かめることを忘れていたため、周囲に援助を求めにくい。母親同士の個人的な関係での「しない—させない」ルールが、本来「自分もし、他人にもさせる」べき集団的活動にも過剰適用され、活動の代表者への支援体制が欠けたまま放置される場合が多くなる。それを恐れる多数の後続の人がいる。助けあうルールを確立すべきである。

②非協力者の排除「ただ乗り問題」

障害児者運動の世界では「ただ乗り（フリーライダー）問題」が、近年の運動停滞の一因と目されている。

スティグマ付与された人々が自己のアイデンティティ管理をする方法に、「私的戦略」としての存在証明の方法（論文（1））と、「集合的戦略」としての抗議運動等とがある。集合的抗議運動を起こし、集合益を供給しようとするとき、運動に貢献せず傍観し利益のみ享受しようとする「ただ乗り」や、他の条件に惹かれて自己の属する集団の集合的利益に反する活動に加担する「裏切り」で、時に集合行為そのものが不発に終わる。ただ乗りや裏切りは、集合体内部の人々の社会的ネットワークからの放逐という制裁を招く行為だが、集合体内部に社会的ネットワークが十分組織されず、一人ひとりの生活に大きな意味を持たない場合、放逐が制裁の意味を成さず、続出する。ここで言う「社会的ネットワーク」とは、規範と感情を共にする紐帯のことで、この紐帯が濃密に組織されて初めて、アイデンティティ管理の私的戦略に余念のなかった人々（＝ただ乗りや裏切りに奔る人びととほぼ重なる）を集合体の運動に動員することができる（石川、1985）。

特別支援教育の開始や発達障害者支援法や精神保健福祉法、障害者総合支援法等の施行などにより、支援の必要な人びとを包括する社会になることが目指され始めているが、実際の支援のための予算や対策は利用者数の激増に見合う規模で増やされず、中・重度障害児者と新しい支援対象者との間で利益の奪い合いのよ

うな状態も生まれている。

新しい支援対象者とその家族たちには、「障害者向けの支援は受けたいが、中・重度の知的障害者と一緒にされたくない」という中途障害者たちと共通する本音がある。そのため親の会活動に自分達が参加する意義を認めない人や、活動そのものを知らない人もある。中には、「わが子は適切な支援さえあれば健常者の中で適応できるのに、支援を受けるためにわが子を障害者扱いするのはつらい」といった嘆きを中・重度障害児の母親達の前であらわにすることもある。つまり障害者を差別する意識を持ったまま障害者のための制度は利用しようとしていることの表明に他ならない。自分たちも適切な支援があればと願う点では彼らと同じだがその見込みがなく、健常者世界への統合の望みがかないそうにない状況の中で痛みを抱える中・重度障害児者や関係者を傷つけているが、気づかない。

しかし、軽度の障害者は、容赦ない社会との接点にあり、差別のもっとも厳しい世界を中・重度障害者たちの代わりに生きて、その苦しみは軽くない。「誰に何を相談してよいのか分からない」という、幼いBさんを抱えたAさんと同じ苦痛が続く人たちが多数ある。その人たちの支援を中・重度障害者の関係者が他人事としてではなく考えるべきだ。なぜなら、障害の重さや種類の違いによって他者を否定し、相対的に自分の立場を確保しようとするやり方は、健常者が障害者を排除することで自分の立場を確保しようとする「差別」と同じ構造を持つからである。そこに気づいて、すべての人の人権を守るという立場に立てば、積極的に支援でき、その立場に立つことが、回り道に見えても中・重度の障害児たちを守ることにつながる。そのことも関係者が共有できるよう、学びあうべきだろう。

中・重度障害者らの母親達は、子供の幼い頃から、当然活動を支えるべき人員とみなされ活動してきた。いずれは相応に報われ、次世代に引き継ぐはずが、現代ではかなわない。のみならず、中学、高校と子どもの年齢が高くなるにつれて、運動に参加しないような障害の障害児親子が障害児者の世界に参入し、結局は学校でも親の会でも一般社会の能力主義に基づいて新しい序列が作られ、上位者から順に日が当たり、親の会活動を縁の下で支えた親子が最後まで取り残される。支援は、福祉施策として活動への貢献なしで利用可能になり、活動の意義が見えない。現状では、石川准（1985）の指摘どおり、活動よりも、私的戦略のほうに、負担やリスクがなく得策だと母親達の目に映っている。今の親の会活動の会員数減少においては、そうした中・重度者の母親達の活動意義喪失が深刻である。

③世代間の共感の不足

措置世代と、福祉サービス世代（過渡期世代と自立支援法世代）との意識の隔たりは大きい。

前者は1980年代の作業所づくり時代を経験した世代を頂点に、今なお活動に積極的に参与する者が多い。

後2者は全体的に権利意識は強いが、一部の熱心な父母たちの私的つながりを軸とした外部支援者との活動のほかは、様子見を決め込む現状維持派、虚無派が主流であり、共通目的のため広くかかわる機運はない。過渡期世代は支援費制度開始（2003年）時期が福祉サービスを必要とする育児期途中に当たった世代で、障害者自立支援法（2006年）以降の世代は、措置時代を知らず、教育や福祉を既得権ととらえる。

3世代の中でも過渡期世代は②の活動意義を見失った母親たちと同世代で、措置にもサービス福祉にも一定の距離感を持ち、その立場から見ると、現在の福祉の状況は、行政主導の演出のもと、見た目の平等が進む一方で、数多くの社会の課題が個人責任に還元されていく危機的状況にあるように見える。ただ、過渡期世代は世代として比較的少人数の世代で、違和感や関心を持たなかった母親たちもあり、上記のような危機感を他の世代に向かって積極的に表明することも、前後の世代の橋渡しをすることもなく推移している。

現役の人は働かないといけない時代になってきたので、こっち（=会の仕事）をやろうとしたら無料なのにお金をもらえる仕事を休まないといけないから（頼みにくい）。情報がインターネットでもなんでも見れる時代だから（会が）いらなくなってきたのかもしれないけど。今は親の会がいっぱい幸せだと思う。（中略）もっと親（自身）がやってやればいいのに（会や他人任せでなくて）と思う。それと、今は「暇だったら手伝ってあげる」と言う人はいるけど、それではやっていけない。

今の私たちは先輩風を吹かすみたいなことは出来ない、言えない感じがある。監視とか指導する代わりに仲間に入れてあげる、みたいな関係はなくなって、切れてしまった。

福祉サービス世代に厳しく接することへの躊躇の背景には、育成会活動を通し支援を獲得してきたAさん世代の、複雑で報われない思いが詰まっている。

まず前提として、育成会活動より賃金労働を上と見る価値観の内面化がある。福祉サービス世代の多くは、勞せずしてAさん世代をはるかに超えて情報と社会的支援に恵まれ、賃金労働に従事する。それに引き換え、Aさん世代の支援整備への膨大な労力と負担への還元は間に合わず、恩恵に与ったのは後の世代である。母親たち自身も好きに生きられず、時代さえ違えばという悔しさがある。その上、近年では、Aさん世代の功績は過去のこととして忘れられ、誇りも傷つ

けられる。

世の中の変化と勧誘不足、賃金労働の魅力だけが会員減の原因ではないし、Aさん世代でも役員交代への協力が乏しかった。若い世代なりの情報過多の中の孤立の深刻さを理解しようとする姿勢にも欠けている。育成会活動と現代の保護者のニーズとのずれもあるだろう。D市の育成会活動では、会員研修や見学会がここ数年ない。学ぶことはAさんにとって重要テーマだが、年下世代のために、勉強する機会を積極的につくる意義を欠いているように見えている。Aさんにとって重要な勉強と、賃金労働を通じた社会参加という点で、今の若い親たちの方が自分たちよりも優位にあるように感じ気後れするようになり、従来の世代交代のパターンが崩れてしまった、と言うのである。

オ 育成会について

育成会活動は現在も母親による知的障害者の親の会活動の中心である。

AさんたちがD市で育成会活動を正式に始めたのは、全国組織としての会員総数最多で、小規模作業所作り運動が全国で盛んだった1980年代、Aさん40代半ばのことである。正式の育成会県支部の支部登録には、準備も数年がかりであった。D市育成会も、会結成の翌年には通所更生施設建設認可の請願書を市議会に提出し、5年後に最初の施設開所にこぎつけた。

Aさんの語りを対面して聞いているときは、生来の気性に体験が加わり信念を得てこられたと思って聞いたが、育成会の歴史や理念を照らし合わせると、育成会からの情報を強烈に内面化して生きてきたAさんの姿が浮かんできた。主体的に事業運営に献身することが自分たちも納得できる生き方として身につけており、Aさんたちは今でも無償で市からの委託事業を手伝い続けている。夏堀（2008）によれば、育成会にかかわりの深い三木安正は、親の教育を重視し、親が子への教育を主体的に引受け、障害と発達段階を学び、読み書きの学習よりも身辺自立の訓練を重視するのを理想とした。その理想像は、Aさんの理想像でもある。

①現在の育成会の活動

措置世代の母親が活動の中心である育成会の目下の最大関心事は、親亡き後対策がなかなか問題解決には至らない。

それにも親の多忙による準備不足、世代間の課題共有不足、生活の多様化への対応の煩雑さという背景がある。そのような現状に加えて、近年の当事者中心主義的な考え方や自己責任論を知的障害者の状況を斟酌せずに単純に当てはめて、育成会が当事者ではなく主に親の集団であるとみなされると、主張の正当性が社会から理解されにくい。親のエゴが障害者の権利要求の中に混在しているならば、それと障害者本人の意向とを明確に分け、障害者本人の要望を言語化し、代弁

者としての立場を明示するべきで、世代を超えた会員間の情報共有の仕組みを構築すべきである。

②育成会がもたらした功罪

育成会が知的障害児者の母親達にもたらした功罪については、森口(2009)や西村(2009)、嶋崎(1997)などの先行研究がある。

育成会は、20世紀後半の50年ほどの間、母親達の大きなよりどころであったが、同時に多忙な役割負担も意味した。当時の育成会事業は、国や行政に働きかけ、委託を受け自ら事業に取り組み始め、行政による全国的施策に乗せ拡大する、という形式を踏んでいた。この流れに乗ることが、親として行政や社会から承認される生き方であるとも理解されていた。

森口(2009)によれば、育成会としては1979年の養護学校義務化を学齢期の日中活動の場の確保と評価し、これを境に学齢後の小規模作業所へと関心を移したという。この時期、育成会の示す価値観や行動規範、運動の方向性からはずれることは、親子が社会での居場所ひいては社会生活自体を完全に失いかねないほどの意味と影響力を持ち、森口(2009)の指摘に従えば、親の貢献度が子供の作業所での待遇に直結したため、会にとっては会員獲得とフリーライダー防止に役立っていた。

嶋崎(1997)によれば、このような隆盛期の育成会の活動は、事業立ち上げの功績と同時に、モデル事業としてのリスクも大きく、また、行政介入を代償に事業委託を受けるという持ちつ持たれつの側面を作り、また福祉施策を障害者の家族の低賃金労働で支えてみせた結果、公的責任で適正賃金で支えられるべき福祉行政の整備を遅らせたといい、それは現在も解消していない。

③活動を通じた会員の自己変革

森口(2009)によると、石川(1988)は社会運動の二つの変革志向性(制度変革と自己変革)のうち、単なる圧力団体のロビー活動と一線を画す活動の意義を自己変革に見ている。それに基づき森口が育成会の機関誌の中で親の自己変革に関する表現の変化について調査し、制度変革活動を通して、障害児者本人の人格と主体性に気づき、障害者の問題とされてきたことを社会の仕組みの中に位置づけて考えられるような変化に一定の成果を見ているが、親の施設志向は会の設立当時のままで、さらなる自己変革を必要としている。

育成会の初期の機関誌の記事を概観すると、社会が持つ「障害者は社会の迷惑だ」という価値観を所与の物として内面化しつつ、恩恵的な援助による社会適応志向から離れていない。現代の視点から見れば、かなり健常者寄りだが、わずかに60年前、これだけの厳しい状況からの出発だったことが、改めて思い知らされる。機関誌は母親への指導誌として、社会や行政が求める障害者とその母親像を、各地で孤立した障害児者

の母親達に知らしめ従わせる役割を(意図的ではなくとも)結果的ににおおいに果たした。

2012年、育成会設立60周年を記念して、1952年出版の母親の手記集『手をつなぐ親たち』の復刻版が刊行された。東日本大震災を経験し改めて発せられたこの国の在り方への問いに対する答えのひとつがこの「親の会」の原点の中にあると考えて復刊したとのことだが、現代の目からはやはり、社会の常識に圧倒された良妻賢母からの見解が一貫して描かれ、その点で現在の本人重視の流れとはかなり異なるという森口(2009)の指摘通りなのである。育成会は、命を守る母親の視点から、もっと広く他の母親たちと共に語りうる言葉を発信すべきであった。

1966(昭和41)年、育成会誕生15周年記念の糸賀一雄の講演「この子らを世の光に」は機関誌(「手をつなぐ親たち」128号)を始め、会の歴史の節目で多用されてきたが、その講演の趣旨が活動に十分反映されてきただろうか。

糸賀は、子ども達一人ひとりの命のかけがえのなき大切さへの共感を持つに至り、そこから、「『この人たちの側に立って純粹に考える』という根本思想を確立して精神薄弱問題に取り組むことが必要だ」と説く。

「これからの親の会のあり方は」この子らが重い障害を持っていてもかけがえのない命を生きることで自己実現を果たしており、その意味でみな一人前の生産者なのだと思え合える社会を作ろう、と主張すべきだと語りかけている。知的障害児者だけの幸せを願うのでないこの立場から、行政や社会の姿勢そのものを正していくことが育成会に求められているというのである。

D. 専門家・支援者との関係

d-1 専門家・支援者からの働きかけ

A 障害受容論に従った保護者理解

知的障害児者の母親に対応する専門家や支援者とは、具体的には医療・福祉・教育関係者が大半である。専門家はそれぞれの専門領域ごとの枠組みと価値観を通して障害児者親子と接するが、これらの専門領域を超えて共通して、母親理解のための枠組みは障害受容論であり、その研究が盛んである。

先行研究は多数あり、看護・福祉関係の対人援助にかかわる研究と、心理学の研究との二つに大別される。共にフロイトの心理学を基礎として始まり、それぞれに代表的先行研究や研究の展開状況が異なる。

大和田(1996)、赤星(2003)、岩井(2009,2011)らによる看護・福祉関係の先行研究のレビューによると、先行した「段階受容説」とその批判としての「価値転換論」の二大潮流があり、受容論に対する現場での用いられ方について問題が多く指摘されている。

次に、心理学関係からの障害受容論については、中

田 (2009) によると、段階説と慢性的悲哀説との二つの流れがあり、共に研究目的が「保護者や当事者が示すのは正常な反応で回復するものである」とする視点を専門家や支援者に与えることにあった。段階説が主流だが、回復時期を示さないため、同じ段階に留まる場合の解釈や、受容の到達課題化の点で、専門家の恣意的判断が当事者らを追いつめると批判される。中田 (1995) は2種のモデルを包括し、受容を直線的過程や最終ゴールとしてとらえない「螺旋形モデル」を示し、支持されている。

看護・福祉分野では現場の個別の対人援助が絡み、議論百出だが、心理分野では受容論そのものより、量的な調査研究に関心が移っている。

障害受容論及びその研究の多くが持つ問題点が三つある。まず、夏堀 (2003) が指摘するように、研究の前提として、「障害受容」とだけ言いながら、その言葉に保護監督役割・責任の引き受けまで織り込んで、母親に強要しており、その背景に障害者を社会の迷惑とする差別的価値観があること。次に、一般論に終始し、一人ひとりの当事者の現状への視点を欠くこと。三つ目に、問題を当事者の内面に還元しており、環境との相互作用への配慮が乏しいこと。この三つが絡み、研究対象者を救済とは逆方向に追い込んでいく。

障害者や家族ら当事者から見れば、障害受容説は一方向的な宣告に見える。

障害受容は当事者にとっては容易ではないが、専門家らにとっては都合がよい。価値ある状態は受容だけだと一方的に告げ、受容を暗に強要し、現実には味わっている苦しみの価値を否定する。時として、当事者への評価基準として使われさえもする。障害受容説の中でも言及されているように個人の資質や環境の影響が大きいならば、受容以外の状態が最終段階になりうるし、受容に至る道筋も一つではないはずだ。受容以外の望ましくない最終段階も社会との相互関係の結果だが、その社会を支えている専門家や健常者たちが、一方的に当事者に責任をとらせようとする態度が、障害受容論とくに段階受容説の使われ方に色濃くにじみ出ているのである。

受容論はもともと研究者や支援者にとって扱いにくい、初期段階の当事者の激しい反応をパターン化して、正常の範囲内だと理解するために生まれた。初期段階については詳しいが、段階を追うに連れ、おおまかになっていく。表面上ある程度落ち着く段階になると、当事者の個人的問題となり、検証もされない。

受容論は幅広い援用の中で一人歩きを始め、科学的な正しさという権威付けされたあるべき当事者像、生き方の規範として母親たちに示されることもある。初め母親支援を意図したとしても、使われ方のせいで逆の効果を生んでいる。

段階説での最終到達段階を意味する「受容」という

言葉は大きく分けて3種類の意味が含まれる。障害の存在を事実として認識し理解することであり (理解)、障害を織り込んで生活を組み立て適応できるようになることであり (適応)、障害が自分や家族の中に存在する人生を認めることである (納得)。

専門家や支援者が障害受容という言葉の使用は、専門家が意味するところとそれを聞く当事者が受け取る意味とが大きくずれている。語義をあらかじめ説明するなどの配慮と慎重さを持ち、コミュニケーションを取るべきである。

イ 聞かれない母親の言葉

特別支援教育の個別の支援計画でも福祉計画でも、個人の障害程度に応じた努力目標が設定される建前だが、実際には評価・分類の下位にあると判断された子どもや家族には、望むような教育や支援が受けられないのが現状で、極めて能力主義的、選別主義的な観点から子ども達も家族も評価され分類され、苦情や改善請求を出し、一般社会に訴える方法を持たない (そもそもそのような社会のしくみを家族も内面化していて、疑問に思えないことすらある)。

母親同士は常に比較され競わされ、専門家や支援者達との間に常に指導・評価を「する一される」非対称性が存在するため、母親にとって、専門家や支援者は、本音を語る相手ではなく、専門家や支援者の意向に沿う内容を予測して語ることに慣れていく。

母親達は常に透明な存在となり、子どもの障害については詳細に語るが、自分については何も語らない。だが、語られない経験は、他者の記憶に残ることなく消える。当事者の直面する状況についての情報を世代間で蓄積し、社会の多数の人々と共有できる方向に、母親達自らも意識を変えて行くことが必要である。

d-2 保護者からの働きかけ

ア 場違いな期待

母親たちの多くは専門家・支援者に対して大きく二つの場違いな期待をし、期待が外れて傷つく経験をしている。母親である自分を子供の支援の輪の一員である人間として扱ってほしいという期待と、医療機関に頼りたいという期待である。

バスカリア (1985) の言葉を借りれば、母親達は、私たち親子は「人びとに、憐憫、慈善、同情を求めているのではなくて、単に自分自身であることの尊厳を求めている」のであり、「私の人生に目的があり、価値があることを望んで」いるのだ。それを専門家が一人の人として果たして理解し共有しているか、言動から感じとりたい、専門家であるあなたという人間はどう思うのか、と問いかけている。

若かったAさんも他の一般的な母親同様、体の不調を治す専門家は医師だと思い、多数の医療機関に受診したが、専門家とはほとんど接点を持てなかったと

認識している。「治らないのが障害であり、障害は医療の管轄外」「障害者の健康維持の責任は我々一般の医師の仕事ではない」という医療現場の常識を一般の母親は知らないで、助言やねぎらいもない冷淡な扱いに驚き傷つき、一生忘れられない思い出だと話す母親も少なくない。

母親たちの過剰な医療者頼みという勘違いの解消のためには、学校教育での福祉や障害に関する指導の充実が適している。皆が福祉や障害を自分に広い意味で関わるととらえることから始まり、具体的に多様な生き方の支援に必要なことを学ぶような内容に踏み込んだ福祉教育を学校教育の中で位置づけるべきである。

イ 専門家・支援者への批判的まなざし（抗議しない）

学校で教えている人も、勉強ができるだけではなくて（実践力をつけてほしい）、難しいことばかり言われて、実際のことが分からない。こういう子に実際に当たったり、自分の子どもとしているのでないと、理解できない。分かっていない人はついつい強いことを言ってしまうと思う。

施設でも、（どんな子にも）できる仕事はあるはずなのに、静かな子や手のかからない子はいつも最後、ほかりっぱなし。

やっぱりうちの子はいつまでたっても、気にはかけてもらわんと仕事はできていかないから、だから、ほかっておいてもらっては困るんだわ。（中略）

「施設は施設だな、学校とは違う」と思う。

「障害について身内の感覚で学ぶことで、障害者への理解が深まり接し方も適切になる」というAさんの持論のように学ぼうとする人に対してAさんの評価は高いが、知識だけで障害児者の実像を知らず、もう一步踏み込んだ理解や指導をしようとしないう指導者に対しては厳しい目を向ける。

施設職員へのAさんの視線は厳しい。「わかってない」先生でも、学校は教育の場だと期待や信頼感があったが、施設の場合は、教育や指導ができなくても影響を認めず改善しない雰囲気があり、不満が多いが、Aさんほどの立場の人でも、世話になっている手前、個人的な文句は言えない、と語っている。無抵抗の子どもへの逆恨みからの虐待事例の多さを知ってのことである。

E. 対障害のある子ども

e-1 子どもからの働きかけ

だからなるべく自分でやれることはやらせるようにして、あとのことはやったらひどい、すごくお母さんは怖いもんで。やっぱり（今でも）お母さんこわいんだよ、うちは。

やっぱりうちは男の子だから、多少、やっぱり力で

は負けるもん、うん。（中略）そういうこだわることはね、ひとつや二つはあったから。それを取り除くには、「こっちがきつくならんと」、って思ってたから。

子どもに知的障害があると、子どもからの働きかけはないのではと思われがちだが、通常の幼い子供との親子関係から考えればかけ離れてはいない。ただ、障害のため、言語による意思疎通が難しく、子どもからの異議申し立てが困難で、親子の力関係も固定化したまま維持されるという特徴がある。

Aさんは、文字に興味が無いBさんに6年間毎日文字の練習をさせて、フルネームをかけるようにしたが、Bさんにしてみれば、たとえ現在の生活上役立っているとしても、6年間毎日叱られ続けたのはかなりの負担である。その後は身辺自立に絞って厳しくBさんを訓練した。こだわりを力で押し通させないよう全力で対抗し、力づくでは思い通りにならないことを教えたという。Bさんにとっては今もAさんのほうが上位のままである。こうするより他にBさんを社会からの非難や危険から守る方法はないというAさんの信念があった。

子どもの側から母親や大人に反論できない（親子のコミュニケーションが一方向的になることが多い）ためにしばしば問題が起きるが、親は案外気づかない。親に問題があっても、知的障害児者には適切な形式の異議申し立ては難しく、「問題行動」の形をとり、真意を理解されにくい。特に親に問題の自覚がなく親の意向と外れた内容だと親の側の勘も働かず、周囲に全く理解されないままになりやすい。

母親が常に子どもの側の方に立った代弁者であり続け、親子が全く同じ意向を持つことはありえない。母親が子どものニーズや思いを代弁している積りで語る言葉の中には、無自覚のうちに、その母親の価値観や問題が反映されたり、子どもへの過干渉がまじったりして、子供本人の本来の意向から離れている場合がままある。子どもの成長とともに大人である母親側が自覚的に親子の間の距離に敏感になっていくことが必要だが、留意していても完璧にうまくはいかない。障害児の親に子どもの考えを認めて返すというやりとりの練習ができていないところがある。心の発達は、知能指数や言語の発達よりも緩慢に進む。知的障害児の3歳児や思春期の反抗期がかなり遅れて始まり長引くのは、対応する周囲の大人にとってはつらいが、親が付き合っ乗り越えればその先へ進んでいける。

e-2 保護者からの働きかけ

ア 訓練主義への傾倒と子どもの意思尊重

私鎖骨も折ってるし。子どもも。でも、それでも私は懲りないで。子どもは嫌がるよ。でも、やっぱり、もーう、私が「なんでもやらせたい」って思って

たから。今おかげで自転車でもどこでも行けるようになった。だから、やらせといたからよかった。

夏堀 (2008) によると, 育成会活動の初期に親への指導的役割を果たしていた三木安正は, ①相対的に子の障害程度が重く, かつ階層が高い家庭 (過保護な親, 過大要求をする親), ②子の障害程度が軽く, かつ階層が低い家庭 (手をかけない親), ③子の教育への関心・知識が高く, 家庭において適切な教育的配慮を行なうことのできる家庭, のうち, ①を批判し, ②を子どもの生活力が育ち①よりはよとし, ③を理想的としている。育成会で共有されていたこの価値観は A さんの中に今も深く浸透している。

A さんの語りの中に訓練に関する後悔や反省の言葉は頻出するが, それは我流で厳し過ぎたことへの反省や, 途中から訓練に集中できなかつた不全感の表明である。結果的には情報のない中でここまで精一杯育て上げたという自負心は強く, 厳しい訓練のおかげで現在のわが子があるという実感や誇りもある。40代後半の息子に親が訓練する関係については, 問題を感じていない。本人が社会で失敗しないよう先回りして, 社会になり代わり母親自らが子を叱り続けることで, 子どもを排除から守りたいという親心から来ている。しかしこれはまさに要田 (1999) が指摘した「障害者は社会の迷惑だ」という「健全者の論理」を取り込んで「国家のエージェント化している母親」の姿の引き写しでもある。現代的視点からは, 差別的な社会の価値観の内面化だ, 自己保身だ, と批判できてしまうが, A さんが生きてきた環境の厳しさを思うと, B さんを守ろうとする必死な思いが伝わってくる。

障害児の母親が子どもの訓練にのめりこむのは, 子ども本人が訓練の成果のおかげで順調に生活していることの喜びのほかに, まさに私の作品という手ごたえや達成感があるからで, 訓練への傾倒は, 母親自身の自尊心の回復や社会に対する母親としての補償努力による存在証明にもなっている。

「地域と施設どちらで暮らしたいか」を知的障害者に丁寧たずねていった実践報告 (『障害をもつ人の思いに寄り添うために～聴くためのガイドブック～』) では, ほとんどの障害者が自分の意思を聞き手になんとか伝えられていた。ところが, その時まで自分の意思を親からも誰からも確認し聞き入れられてこなかったことを話す障害者も少なからずあった。それを思うと, 成人期の知的障害者親子の関係を見直す必要があるし, 新しいありかたを志向できるように思われてくる。

イ 特別な感情

ハナム (1984) は, 障害児の行動をきっかけに親の怒りの気持が抑えきれなくなることがある様子を以下のように書いている。

問答無用の服従をしいたり, 自発性をおしつぶしてしまうような子どもの育て方は絶対に反対の考え方をしている私が, そのような私の信念とは真向からぶつかってしまうようなことをいつもやってしまうのです。ときには, デイヴィッドに対して私はひどく権威主義的だと思うこともあります。ずっと前に抱いていた不満や落胆の気持がこみあげてきて, デイヴィッドに抑え切れなくなった腹立たしさをぶつけてしまうのです。

健常児の子育てより頻繁に, 障害児の子育てでは, 親の側に子どもへの愛情のほかに, 複雑な感情が伴いやすい。ハナムの場合はダウン症児の親の会に参加し, 親同士で交流を深めたことが支えになったと書いている。親が子どもへの複雑な感情を持ったことに罪悪感を持ち続けるよりも, 誰かに打ち明け, それは自然な感情だと認められることが必要なのである。

ウ 母子の密着

子どもがグループホームに入って1, 2カ月は, 私の方が, 夜寝る時などに, 子どもを捨てたように, かわいそうなことをしたように思えてならず, 調子が変になっていた。

高齢の母親が障害者を抱え込み共倒れの恐れのある深刻なケースへの対応が研究されるようになってきている。森口 (2009) は本人の主体性への母親の気づきを促す働きかけが必要とし, 西村 (2009) は母親が背負い続けなくてよくなる外部資源や成人後の相談窓口の整備が必要だとしている。

健常児の母親でもあることだが, 母親達は子どものためにと考えることがあたりまえすぎて, 自分が子どもを守るという一方通行の関係であるように思い込んでいることが多く, 子どもと離れる経験などを機に, 子供に支え守られている自分を発見して驚くことがある。無力だと勝手に思い込んでいた子どもの力を再認識する経験は母子共に必要である。

子どものために自分を犠牲にすることが生きる道だった母親達にとっては, 安心して子どもを托せる環境整備をするだけでは不十分で, A さんも2ヶ月も眠れず体調まで影響が出ている。母親達が前向きに子離れに向かえるようになる細やかなサポートが必要だ。

論文 (1) で述べた通り, 知的障害児の母親は, わが子と社会との接点にあって機能する多機能な調整弁の役割を持つ。役割自体は一般の母親や主婦と変わらないが, 相違点は, 知的障害児の力を補おうとして, 通常以上に広範囲に常に母親が付き添い, 他者との間に介入し, 本人に代わって活動に伴う責任を取ったり権利を主張したりする点である。

各所で異なるレベルで本人の代理を務めるよう求められるので, 母親が引き際を見極め難く, いつまでも

どこまでも子どもについてきて生活の場を共にし、母子密着状態が続く。母親は子どもの第一の理解者であり代理人だと自負しているが、子どもから見ればいつの間にか常に社会との間に立ちはだかる巨大な壁になっているかもしれない。母親は子どもの状態や要求にも社会からの要請にも両方に応えたいと望むが、意思疎通困難なことも多いので、子どもの気持ちよりも社会の都合や子どもの訓練優先になりがちである。

エ 非連続の経験としての子育て

母親が子どもの障害を疑った頃から数年間に体験することは、それまでの健常者としての生活では体験したことも考えたこともなかったこと（＝非連続）の連続である。

Aさんが語るには、当時の人々の生活場面に障害児に関する情報は全くなく、周囲も障害児者の存在を見聞きしたことがない人ばかりで、母に相談しても心配を共有できず、近所の母親たちも理解できず、医師も確定診断できない。存在すら知らなかった特別な病院や親子研修に出かけることになったり、年齢が来れば行くのが当たり前と思えるような就学前健康診査では自分達だけ来なくてもよいといわれたのを無理に押し掛けたりもした。Aさんだけでなく障害児の母親はみな孤立して誰も頼れず、養護学校が義務化したから通えない子供は家を出て入所せよという理不尽な指示にも抵抗できない人が多かったという。

オ 中途障害者のジレンマとの共通点

知的障害児者の母親達と、中途障害者・軽度障害者との間には共通点がある。障害告知までは一般社会人として「障害者は社会の迷惑」という社会の常識を知らず知らずのうちに内面化し、その仕組みを支持していた点と、障害に関わるようになった後も、以前の常識や規範意識から離れ難い点である。そのため、健常者の常識のみにこだわり続ける場合や、健常者の常識と新たな価値観との二本立てで生きていく場合が多い。

田垣（2002）は、軽度障害者のつらさは、境界人（marginal man）として、障害を隠し健常者の中で生きようとする支援を受けられず、障害を公表して支援を受けながら健常者の中で生きようとする過剰な同情とスティグマの対象になる、そのどちらも避けたいので「どっちつかず」になる。その辛さの軽減には、セルフヘルプグループの活動が適している、と言う。

これに対し、要田（2011）は、軽度障害者は健常者世界にとどまって生きるために日々の戦いで、健常者の価値観の内面化を強め、より障害の重い障害者を自分たちの下位に位置づけ相対的に自分たちの価値を上げることで健常者として生きる根拠にしようとするもので、障害者差別であると批判している。石川（1985）のいうアイデンティティの相克と同じ構造を持つ問題

だと言うのである。

田垣（2000）は、やまだ（1995）が提唱した生涯発達の両行モデルにおける「発達における喪失の意義」（＝何かを失うこと自体をプラスマイナス両価値で見る見方）を中途障害者が新たに獲得した価値を検討する観点として用いている。この観点から見れば、一見価値の喪失に見えることがらも同時に価値の獲得を果たしている、つまり、途中で障害者になって価値を失ったと見えて、そのことが新しい価値をその人にもたらす、ということである。このとらえ方でAさんの人生を見直すと、人生の途中で障害児であるBさんを産んで価値を失ったかのように見えて、実はBさんの子育てを通して数々の新しい価値を手に入れたAさんの人生にまさにあてはまるといえる。

4. まとめ

今回の研究でわかった主なことは三つである。

一つは、社会から自明視されてきた障害者に関する「常識」の持つ権力性と影響力の、強さと根深さ、広さである。今回の研究では母親たちの交流相手を分けて考察したにもかかわらず、全関係に共通する最も基本的背景がこの社会常識で、生活全般を支配していた。

しかも、この常識は社会の非障害者や行政にとって都合のよいように時に形を変え、表面化しないよう装われてきたため、苦しんでいる当事者である母親にさえ問題の所在が明確に理解しにくい。社会への発言権がなく受身の生き方を求められてきた母親にとっては、問題を特定し社会に訴えることは困難であった。このようなひとつの大きな仕組みが、新しい支援方法や施策・施設等ができて、当事者にとっては大切な生きられた物語が抜け落ち続ける状態を支え、社会の責任問題を当事者の問題にすりかえ表面化しないよう対応し、先送りが図られている。

差別をみえにくくすることは多くの影響を及ぼす。

当事者達に対しては、差別のない世の中の実現を錯覚させ、問題意識を鈍らせ、社会に告発しづらくさせる。健常者に対しては、やさしい理解者を装いながら、障害者を排除し、配慮や関与をしない口実を与える。行政にとっては、障害者向けに特化した費用対効果の低い「合理的配慮」が不要という社会的合意を形成し、福祉への予算縮小削減をもたらす。

母親たちが、自分たちがこのような社会にとって都合のよい立場に置かれてきたことをはっきりと自覚し、「問題」が解決に向かい始めれば、支援が当事者にとっての本当の支援になり始める。

二つ目の成果は、Aさんが語った「障害（者）について身内の感覚で学ぶことが、障害（者）への理解を深め障害者への接し方も適切にする」という、学ぶことへの考え方である。一人ひとりの障害者に一人の人

間として真剣に向き合い学べば、障害児者が他の人々と同じかけがえのない命を生きる存在であることが、学びの深さに応じて理解でき、態度もおのずと違ってくる。そこから得られる生命の尊さへの理解が、支援の技術を活かすときの基準となる「思想」を育て、本当の障害者支援に近づけるはずである。

三つ目の成果は、育成会の活動理念と方針が、一人の母親にとって生き方の指針に重なったほどの影響力の大きさである。Aさんにも、生きる指針を与えてきたその一方で、肉親の無償奉仕を当然視する福祉の体質を醸成し、労働環境整備を遅らせた。さらに、母親に自己変革を求めながら、障害者を社会の迷惑と見なす社会常識からの解放には正面から向き合わず、社会の成果主義的な価値観の代わりとなる価値観を十分主張できてはいない。しかし、糸賀一雄が会員達に講演で述べた「この人たちの側に立って純粋に考えよう、この子たちにとってはかけがえのない命を生きることが既に自己実現であり、この子たちはその意味で既に生産者なのだ」という言葉がヒントになる。そしてやまだ (1995) が紹介した発達における喪失の意義という発達観もヒントになるだろう。

母親たちの経験の語りから学び、社会に広がり他の立場の人々と話し合っていく方向に向かって動き、お互いが前向きに協力しえるところを求め話し合いを続けやめぬ努力が求められている。そのような場を提供する役割を今後の育成会が担うならば、新しい存在意義の獲得につながるはずである。

本稿では知的障害児者の母親の立場から見た障害児者と保護者の世界を具体的に描くことを目的としたが、主観的記述が多く、今後も適切な研究方法を探究すべきと思われる。育成会機関誌の記事などをはじめとして、全体的にもっと細かい調査の裏づけが必要であった。また、保護者の苦労や暗い面を描くことが多く、偏った面を描いた結果になったところは保護者からのお叱りを受けると思う。関係者とくに、日ごろから障害児者を支え指導することに奔走している専門家や支援者から見れば一方的過ぎる表記も多くなったと思われ、反省するところである。今後その方々の声をお聴きできればより一層障害児者の生きている世界が立体的に浮かんでくるのではないかとと思われる。

5. 引用文献

赤星成子：2003, 「障害のある人を子どもにもつ母親の健康の構造—母親たちが辿る認識のプロセスを分析して—」南九州看護研究誌 1 (1), 23-35
 L.バスカリア：1985, 稲波正充訳『障害児とその親—明日への挑戦—』, 風間書房。
 C.ハナム：1984, 西尾祐吾・白石大介訳『知恵おくれの子とその親を理解するために—英国における親

の体験と助言—』, 相川書房。
 石川准：1985, 「逸脱の政治——スティグマを貼られた人々のアイデンティティ管理——」思想 (736) 107-126
 石川准：1988, 「社会運動の戦略的ディレンマ—制度改革と自己変革の狭間で」社会学評論39 (2)
 岩井阿礼：2009, 「中途障害者の『障害受容』をめぐる諸問題—当事者の視点から—」淑徳大学総合福祉学部研究紀要43,97-110
 岩井阿礼：2011, 「障害受容概念と社会的価値—当事者の視点から—」淑徳大学研究紀要 (総合福祉学部・コミュニティ政策学部) 43,239-250
 森口弘美：2009, 「成人期の知的障害者とその親の関係性を視野に入れた支援のあり方——『全日本手をつなぐ育成会』における『自己変革』の考察をとおして——」社会福祉学50 (3), 29-40
 中田洋二郎：1995, 「親の障害の認識と受容に関する考察—受容の段階解説と慢性的悲哀—」早稲田心理学年報27,83-92
 中田洋二郎：2009, 『発達障害と家族支援 家族に与える障害とはなにか』学研教育出版。
 夏堀撰：2003, 「障害児の『親の障害受容』研究の批判的検討」社会福祉学44 (1), 23-33
 夏堀撰：2008, 「三木安正における知的障害児の親をめぐる論稿の検討」教育科学研究23,1-10
 西村愛：2009, 「親役割を降りる支援の必要性を考える—『親亡き後』問題から一歩踏み出すために—」青森保健大雑誌10 (2), 155-164
 大和田攝子：1996, 「中途障害者の障害受容過程」臨床老年行動学年報 1, 23-27
 嶋崎理佐子：1997, 「知的障害児者の親の会運動——その特質と変化」立教大学大学院社会学研究科社会学専攻1997年度修士論文
 田垣正晋：2000, 「中途障害者が語る障害の意味：『元健常者』としてのライフストーリーより」京科大学大学院教育学研究紀要46,412-424
 田垣正晋：2002, 「『軽度』障害者という『どっちつかず』のつらさ」部落解放501, 100-103
 J.W.トレント jr.：1997, 清水貞夫・茂木俊彦・中村満紀男監訳『「精神薄弱」の誕生と変貌—アメリカにおける精神遅滞の歴史 (上)・(下)』, 学苑社。
 やまだようこ：1995, 「第4章 生涯発達をとらえるモデル」無藤隆, やまだようこ編『講座生涯発達心理学—1 生涯発達心理学とは何か 理論と方法』金子書房, 233-245
 米谷ふみ子：1996, 『老いるには覚悟がいる』海竜社。
 要田洋江：1999, 『障害者差別の社会学』, 岩波書店。
 2011, 「『軽度』障害者のジレンマが語る日本社会における障害問題構造」大阪市立大学「人権問題研究」11,23-44

長野県障害者地域生活支援研究会編：2008, 『障害をもつ人の思いに寄り添うために～「聴く」ためのガイドブック～』.
精神薄弱児育成会（現・全日本手をつなぐ育成会）：

2012, 『復刻版 手をつなぐ親たち—精神薄弱児をまもるために—』.
社団法人全国精神薄弱児育成会：1956, 「知恵おくれの子らの指導誌手をつなぐ親たち」 1 .1966,128,4-8